平成１３年１２月第５回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目　　次

招集告示 …… 1
会　　期 …… 1
応招議員・不応招議員 …… 2

１２月２１日（金）　○議事日程 …… 3
○出席議員・欠席議員 …… 4
○説明のための出席者 …… 4
○事務局職員出席者 …… 4
○開会及び開議の宣告 …… 5
○議長のあいさつ …… 5
○管理者のあいさつ …… 5
○議事日程の報告 …… 6
○日程第１、会議録署名議員の指名 …… 6
○日程第２、会期の決定 …… 6
○日程第３、諸報告 …… 6
○日程第４、管理者、副管理者、収入役の報酬に関する条例等の一部を改正する条例制定の件（議案第６号） …… 7
○日程第５、平成１３年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第１号）を定める件（議案第７号） …… 9
○日程第６、一般質問 …… １０
○議長のあいさつ …… ２０
○管理者のあいさつ …… ２０
○閉会の宣告 …… ２１

○　招　集　告　示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第１７号

平成１３年１２月第５回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成１３年１１月３０日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者　　伊　利　　仁

記

１　期　　日　　平成１３年１２月２１日

２　場　　所　　坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会　　期

平成１３年１２月２１日　１日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１４名）

１番	森　田　正　男　君	２番	山　中　基　充　君
３番	田　原　教　善　君	４番	高　沢　良　夫　君
５番	山　田　吉　徳　君	６番	長　井　昭　夫　君
７番	塘　永　真理人　君	８番	松　村　和　子　君
９番	井　上　勝　司　君	１０番	西　村　武　次　君
１１番	中　島　常　吉　君	１２番	榊　原　京　子　君
１３番	高　橋　信　次　君	１４番	藤　原　建　志　君

不応招議員（なし）

平成１３年１２月第５回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会　第１日

○議事日程（第１号）　平成１３年１２月２１日

日程第１、会議録署名議員の指名について

日程第２、会期の決定について

日程第３、諸報告

⑴現金出納検査の結果について（監査報告第４号）

⑵議事説明者について

日程第４、管理者、副管理者、収入役の報酬に関する条例等の一部を改正する条例制定の件（議案第６号）

日程第５、平成１３年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第１号）を定める件（議案第７号）

日程第６、一般質問

午前１０時開会

出席議員（１４名）

１番	森田正男君	２番	山中基充君
３番	田原教善君	４番	高沢良夫君
５番	山田吉徳君	６番	長井昭夫君
７番	塘永真理人君	８番	松村和子君
９番	井上勝司君	１０番	西村武次君
１１番	中島常吉君	１２番	榊原京子君
１３番	高橋信次君	１４番	藤原建志君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	伊利仁君	副管理者	品川義雄君
収入役	池畑勝一君	監査委員	菅沼明之君
事務局長	吉田勝己君	事務局次長兼総務課長	柳沢弘君
事務局次長	山﨑邦治君	事務局次長兼管理課長	中河渡君
業務課長	浅見邦男君	建設課長	岩上達志君
水処理センター所長	金子久夫君		

事務局職員出席者

書記	岡安文雄	書記	森田進一
書記	新井邦男	書記	高山淳

◎開会及び開議の宣告　（午前１０時０５分）

○議長（高沢良夫君）　現在の出席議員14人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成13年12月第５回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議長のあいさつ

○議長（高沢良夫君）　開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成13年12月第５回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、年末何かとお忙しい中、早朝より全員の方のご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合の発展のためにも、まことに喜ばしい次第であります。

本日は管理者、副管理者、収入役の報酬に関する条例等の一部を改正する条例制定の件、ほか１件の議案が提出されておりますが、いずれも重要議案でございます。何とぞ慎重ご審議をいただきまして、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げます。

簡単ではありますが、ごあいさつとさせていただきます。

◇

◎管理者のあいさつ

○議長（高沢良夫君）　管理者にごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者（伊利　仁君）　議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成13年12月第５回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては年末極めてご多用の中、全員の方のご出席をいただきまして、ここに議会の成立を見ることができましたことは、当組合発展のためにまことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、本年度も第３・四半期を終えようとしておりますが、下水道普及促進を行うための下水道管渠布設工事を初め、脚折第１幹線、浅羽大排水等工事も順調に進捗をしております。また、各種事業につきましてもおおむね順調に進んでおるところでございまして、これもひとえに議員各位並びに関係皆様方のご理解とご協力のたまものであり、心から感謝を申し上げる次第でございます。今後とも下水道普及のため一層努力する所存でありますので、変わらざるご協力をお願い申し上げます。

本日ご提案申し上げる議案につきましては、管理者、副管理者、収入役の報酬に関する条例等の一部を改正する条例制定の件、ほか１件でございますが、いずれも本組合運営上重要な議案でございます。皆様方には慎重ご審議をいただきまして、適切なるご結論を賜りますよう心からお願い申し上げ、ごあいさつ

とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（高沢良夫君）　書記をして、本日の議事日程を朗読いたさせます。

高山書記。

○書記（高山　淳君）　（議事日程朗読）

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（高沢良夫君）　ただいまから本日の議事に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

10番　　西　村　武　次　議員

11番　　中　島　常　吉　議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（高沢良夫君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日１日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高沢良夫君）　ご異議なしと認めます。

よって、平成13年12月第５回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日１日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

○議長（高沢良夫君）　日程第３、諸報告をいたします。

監査委員から、平成13年８月、９月及び10月分にかかわる現金出納検査結果の報告及び平成13年度定期監査の結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表

として配付しておきましたから、ご了承願います。

◇

◎議案第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高沢良夫君）　日程第４、管理者、副管理者、収入役の報酬に関する条例等の一部を改正する条例制定の件（議案第６号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利　仁君）　ただいま議題となっております議案第６号　管理者、副管理者、収入役の報酬に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について提案の理由を申し上げます。

既にご高承のとおり、人事院は去る８月８日、国会及び内閣に対して国家公務員の基本給を２年連続で改定を見送り、官民格差を解消するため、特例一時金（一律3,756円）を支給することとし、さらに期末手当の支給月数を0.05カ月分引き下げることとする内容の勧告を行ったところであります。

これを受けて政府は、10月５日に勧告どおり実施することを閣議決定し、給与関係改正法が11月21日、国会において可決、成立されました。

本組合におきましては、厳しい財政状況を踏まえ、より効率的な行財政運営を図っているところでありますが、慎重に検討いたしましたところ、従来どおり人事院勧告を尊重するとともに、国を初め他団体との均衡を考慮しつつ、基本的には国に準じて実施することといたしたく、本案を提出した次第であります。

改正内容について申し上げますと、一般職職員につきまして、本年４月現在の官民格差0.08％、金額にして313円を解消するため、特例一時金（一律3,756円）を支給することとし、管理者、副管理者、収入役及び一般職職員につきまして、12月分の期末手当の支給割合を0.05カ月分引き下げるというものであります。

なお、実施時期につきましては、特例一時金は本年４月１日から適用することとし、一般職職員の今年度分の期末手当につきましては、３月支給分を調整し、実施しようとするものであります。

なお、この条例の施行による単年度当たりの改定に伴う削減額は、総額で約87万円になるものと見込んでおります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（高沢良夫君）　これより質疑に入ります。

８番、松村和子議員。

○８番（松村和子君）　８番、松村和子。議案第６号につきまして質疑を行います。

今回の人事院勧告に対して、尊重してそのとおりに引き下げるということで、管理者、副管理者、収入役などの報酬ということになっておりますが、一つお伺いしたいのは、議員に対する引き下げをなぜ行えなかったのかということが、今私どもの疑問としてあるわけなのですが、議長と相談した結果、引き下げしないでくれとか、そういう要請が議会側から出たのかどうか。私は、全然その辺の点は聞いておりませ

んので、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（高沢良夫君）　柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢　弘君）　お答えいたします。

議員さんの期末手当の減額の関係でございますけれども、人事院の勧告に伴いましての両市、鶴ヶ島市におきましては条例が提案されたようでございますけれども、組合の方としては基本的には構成市、いわゆる坂戸市の方に組合の方は準じて提案させているのが今日までの現状でございまして、市の方に準じて今後やっていきたいという形で進めさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

○議長（高沢良夫君）　８番、松村和子議員。

○８番（松村和子君）　８番、松村和子。

今ご答弁がありましたように、鶴ヶ島市は執行部と同様、引き下げを行ったところです。

今、ここに人勧の方でも書かれているとおり、民間の企業は大変厳しい中で、労働者の収入というのが年々下がっている。失業率も5.4％と非常に厳しいわけです。そうした中で、議員だけ引き下げないということになりますと、やっぱり問題ではなかろうかというふうに私は考えているわけです。

坂戸市に準じてということで、鶴ヶ島市は引き下げて、坂戸市の方は引き下げていないということで、結果的には引き下げないわけですけれども、今後やはり坂戸市の方との問題もあろうかと思いますが、引き下げる方向で、特に組合にはオンブズマンからも種々の問題が出ておりますので、ぜひ努力をしていただきたいと思いますが、ご答弁をお願いします。

○議長（高沢良夫君）　柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢　弘君）　お答えいたします。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、過去組合の方の議員さんの報酬、あるいは期末手当関係につきましては、両市の議会の方で議決をいただくということで、片方の場合ということではないのですが、両市の方の議会に合わせて、現在鶴ヶ島の方が議決されておりますけれども、坂戸市の方の改正に合わせて組合の方も同じような形で報酬をとってきたのが、今日までの現状でございます。そういう意味から、市の方に改正があった場合には、同じような形で改正していきたいというような考え方でご理解いただきたいと思います。

○議長（高沢良夫君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君）　討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第６号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高沢良夫君）　日程第５、平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第１号）を定める件（議案第７号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利　仁君）　ただいま議題となっております議案第７号　平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第１号）を定める件について提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ212万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を43億1,812万7,000円にしようとするものであります。

その主な内容を申し上げますと、まず歳出といたしまして、職員の期末手当に係る条例の一部改正及び人事異動に伴う人件費の補正を行うものであります。これら歳出に見合う財源といたしましては、繰越金を補正し、調整の措置を講ずるものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（高沢良夫君）　これより質疑に入ります。

８番、松村和子議員。

○８番（松村和子君）　８番、松村和子。議案第７号につきまして質疑を行います。

ただいまご説明がございましたけれども、今回の補正は人事院勧告による引き下げと職員の人事異動によるものであるというご説明がございました。一つには、管理者を初めとする報酬の明細がわからないわけですけれども、全体として引き下げて87万円というふうに先ほどの議案でご説明いただきましたけれども、管理者を初めとする報酬の部分と給与改定の部分、そしてもう一つは、議員がもし引き下げを行ったらどのぐらいの予想で引き下げられるのかということについて、概算で答弁をお願いしたいというふうに思います。

また、今回人事異動があったようですけれども、下水道における人事異動も大変な職種と行革による削減といろんな面がございますけれども、今回はどのような内容で、どういう理由があって人事異動を行ったのかということでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高沢良夫君）　柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢　弘君）　お答えいたします。

補正予算書の９ページ、10ページのところに内訳が書いてございますが、特別職の関係につきましては給与額につきまして、補正の欄のところで２万6,000円の減ということで、報酬関係で１万6,000円の減と

いう内訳でございます。

それから、一般職につきましては、さらに11ページ関係に内容が書いてございますが、給与関係、いわゆる人事院勧告関係で減になった分につきましては86万9,000円でございます。その他については、ここに記載してありますように、給与関係で81万2,000円の減、それから職員手当関係で304万1,000円の増ということで、人事院勧告に基づく経費はこのような形の内訳でございます。

それから、人事異動の関係で申し上げますと、いわゆる４月１日時点の職員の坂戸市との派遣、あるいは職員の内部の異動、そういう関係によります職員の給料月額の差がある職員が入れかわった関係で、このような額が生じてきているわけでございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君）　８番、松村和子議員。

○８番（松村和子君）　８番、松村。再質疑を行います。

ただいま質疑を行ったわけですけれども、肝心の議会議員が、もしこの削減、いわゆる引き下げを行っていたら、どのぐらいの削減になるのか、そこをお伺いしたかったのですけれども、答弁がなかったので、もう一度お願いします。

あとは結構です。

○議長（高沢良夫君）　柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢　弘君）　大変失礼いたしました。

期末手当関係で申し上げますと、１万2,000円の減でございます。

以上です。

○議長（高沢良夫君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君）　討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第７号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高沢良夫君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎一般質問

○**議長（高沢良夫君）**　日程第６、一般質問を行います。

通告者は２人であります。順次質問を許します。

２番、山中基充議員。

○**２番（山中基充君）**　２番、山中基充です。

議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより本議会における私の一般質問を行わさせていただきます。

まず初めは、下水道を利用した上での光ファイバーの設置事業についてお伺いいたします。政府のｅ－Ｊapan戦略概要、１、超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策。競争及び市場原理のもと、５年以内に少なくとも3,000万世帯が高速インターネットアクセス、ＤＳＬ、またケーブルテレビなどが当たりますけれども、あと1,000万世帯が超高速インターネットアクセス網、いわゆる光ファイバーによる常時接続可能な整備を目指すとあります。また、２番目に、電子商取引ルールと新たな環境整備として、規制改革と法整備により市場規模を2003年には1998年の10倍にする。３、電子政府の実現、行政内部の電子化や電子申請など、官民接点のオンライン化、行政情報のインターネット公開などにより、2003年には電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現する。４、人材育成、2005年のインターネット個人普及率の予測値の60％を大幅に上回ることを目指す、また学校におけるＩＴ教育の強化や高度なＩＴ技術者の拡充を図ると、ｅ－Ｊapan戦略の概要として発表されております。その中で、当下水道組合としてそれに貢献できるというところでありますと、まず情報のインフラ整備の促進に当たりまして、こちらにも載っていますように、下水道の管が既にできているところに下水道管を利用して光ファイバーの設置をしていくということで、この９月から埼玉県においては流域下水道の暗渠を通信事業者等に開放が始まったと伺っております。当組合といたしましても、光ファイバーのインフラ整備について積極的に促進するべきであるという観点から、以下のことをお伺いいたします。

まず１として、光ファイバーの下水道利用の利点、または問題点についてお伺いいたします。

２として、埼玉県における下水管利用の現状についてお伺いをいたします。

３として、当組合としての光ファイバー設置に対する要望などの状況と、その可能性についてお伺いいたします。

４として、国の補助事業などの有無について。これは、こういった設置をする場合、基本的には事業者が行うということでありますけれども、それを推進する際にこちら側のインフラ整備、手助けのようなものがもし必要であれば、その分にはどういったものがあって、どういった補助等があるのか。また、そういう業者が行う際にも補助等があるのか、お示しいただきたいと思います。

５として、県に準じた形での開放をするべきと考えますが、当組合の取り組みについてお伺いをいたします。

大きな２番として、下水汚泥処理について。島根県木次町、三刀屋町公共下水道事務組合は、微生物で下水汚泥を分解することで、施設外への廃棄をほぼゼロにする施策を、この10月から供用を開始しております。循環型社会の形成には、終末処理への取り組みが不可欠であります。当組合の取り組みについてお伺いをいたします。

まず、１として、当組合の最終処分は焼却によるもの、これは入西の終末処理の方でございますけれど

も、この施設を建てた際の国庫補助等は受けているとは思いますけれども、どのような形で受けているのでしょうか。

２、一般に国庫補助を受けている場合、こういった先進的な施策を新たに始める場合には、その以前の施設を建てる際に受けた国庫補助の返還等が発生すると思いますけれども、それについてお示しいただきたいと思います。

３として、当組合がこの木次町、三刀屋町の公共下水道事務組合の施策のようなものを実施することについて、どのようにお考えかお伺いいたします。

そして、４として先進的取り組みを取り入れる環境づくりについて。これは、今循環型社会という中でさまざまな形で、ゼロ・エミッション等でごみを出さないという形がとられているわけでございます。年々進歩していて、本当に大きなごみがさらさらのそういう堆肥になったりとかする技術ができている。それは日進月歩でありまして、そういった技術を安い単価で今の焼却よりも例えばやる価値があるとなったときに、しかしさまざまな形でそういう前にいただいた補助金等の状況等があって、提案しても実際にはいいとわかっていながら、なかなか踏み出せないような環境があると。そういったものを、我々議員とかも詳しく情報的にはわかりませんし、特に市民にとっては全くペンディング事項でありまして、さまざまな意見等が逆に発しづらい、あそこにあるからここに、あそこでいいからこっちでできないか、その程度の提案しかもしかしたらできないのかもしれないけれども、そういった情報公開等を含めた環境づくりについてお伺いをいたします。

以上で私の１回目の質問を終わります。

○議長（高沢良夫君）　吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君）　山中議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

初めに、光ファイバーの下水道利用の利点、問題点でございますが、平成８年の下水道法の改正により、第１種電気通信事業者等に下水道暗渠に電線等の工作物を設置することが可能になりまして、情報技術による便益を享受できる環境をつくり出せるようになりました。その利点としましては、下水道光ファイバーネットワークを有効利用することにより、下水道の効率的な維持管理の運営が実現できるとともに、地域独自の情報通信基盤の構築が可能と考えられ、あわせて一般利用の光ファイバーを一体的に敷設することにより、各家庭や行政、教育も含めた地域社会の高度情報化に寄与することができますが、反面問題点といたしましては、管理区分の明確化、小口景観工事における支障、下水道管渠への影響、維持管理面といたしましてはケーブル接続箇所に異物が付着するため、定期的な清掃が必要となるなどの問題点が考えられます。

次に、埼玉県における下水道利用の状況についてでございますが、埼玉県では流域下水道暗渠等の利用に関する要綱を定め、地方自治法第238条の４第４項による行政財産の目的外使用許可として実施することとし、平成13年９月１日から施行となっております。ご質問の光ファイバーの利用状況について県に確認しましたところ、問い合わせが１件ありましたが、実績はないということでございます。

次に、当組合としての光ファイバー設置に対する要望などの状況とその可能性についてでございますが、現在光ファイバー設置に対する要望等はございません。また、その可能性についてでございますが、今後におきましては下水道事業の効率的運営が図られるものと期待されますので、県の指導を受けながら研究

してまいりたいと考えております。

次に、国の補助事業などの有無についてでございますが、地方公共団体が下水道管利用光ファイバーの整備を効果的に行えるよう、下水道管理用光ファイバー整備計画策定費補助制度が創設されました。補助率は３分の１でありまして、補助金の限度額は１事業主体につきまして1,000万円となっております。

次に、当組合の取り組みについてでございますが、国の下水道管理用光ファイバー整備計画策定費補助制度を種々検討し、当組合におきましても県の指導を受け、今後研究してまいりたいと考えております。

次に、下水道汚泥処理についての１の質問でございますが、石井水処理センターの焼却炉は平成５年から７年にかけて建設されまして、関連事業費を受けますと36億910万円で、そのうち19億8,325万円が国庫補助となっております。

次に、ご質問の２についてでございますが、下水道施設の主な耐用年数は土木、建築の場合管理棟及び水処理施設の躯体については50年、汚泥処理施設の躯体は45年となっております。また、機械設備の沈砂池設備は15年、ポンプ設備は16年、電気設備については20年と、それぞれ分類によって耐用年数が違いますが、下水道施設を耐用年数未満で改築あるいは撤去する場合は、その施設の残存価格の補助金を返還することとなります。

次に、ご質問の３についてでございますが、島根県木次町、三刀屋町公共下水道事務組合の浄化センターで採用されました装置は、有機汚泥発酵分解処理施設といいまして、コンポスト、つまり堆肥化装置の一種でございまして、稲わらなどの水分調整材等のかわりに杉チップを使用されているものとお聞きしております。また、コンポストをつくる際、空気を引き込むと自然発酵が起こり、発熱して水分が蒸発し、有機物が分解され、多少減量されます。堆肥化を行うには、１次発酵、２次発酵及び製品の貯蔵所などの施設を設置するため、広い敷地が必要となるわけでございます。また、臭気対策、製品の流通系を確立しなければならないとの問題がございまして、実施することは難しいと思われます。

次に、先進的取り組みを取り入れる環境づくりについてでございますが、現在稼働している現有施設の状況、能力等を勘案し、今後におきましては関係機関との協議を行いながら、先進的技術を取り入れることにつきまして十分検討し、研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君）　２番、山中基充議員。

○２番（山中基充君）　２番、山中基充です。再質問を行わせていただきます。

まず、光ファイバーの設置について。この光ファイバーの設置といいますと、特にインフラ整備の中で、次の2005年までのｅ－Ｊapan構想で、特に今日本が力を注がなくてはいけない、アジア諸国にもおくれをとっている部分でございます。その際に、特に下水道管なんかでありますと、特に込み合った都市部とかが逆に発展しておりますので、かなり有効ではないかと。下水道管自体は、全国で総延長が約30万キロ。埼玉においては400キロメートルありまして、また下水をつないでいる方は、そのお宅の中までそれが続いているわけでございますので、その有効利用については計り知れない部分があるように思います。

今ご答弁いただきますと本当にまだ緒に就いたばかりで、県の方でもまだ実際に問い合わせ等が１件あるだけだと。これ自体も事業者に開放するということで、主体は事業者がそういう経済構造の上でやって

いく部分がありますので、今後国の大きな押し上げの中でやっていかなくてはいけない部分だということは理解しております。

しかし、国の構想で光ファイバーの設置が最終的なところなので、特に今ＡＤＳＬとかができていますけれども、ああいう集合住宅なんかだと、かえって使えないとか、いろいろな問題がありまして、ただその整備、集合住宅で使えないところに、ではそれを改築してくれといいますと、最終的には光ファイバーなのだから二重投資になるということで、かえって集合住宅なんかは便利なようで、そういう中間的なＡＤＳＬ等というのは使えないと。今はまだ電話回線を使っていると、そういうこともございます。特にＩＴは、ドッグイヤーといいまして、７年が１年に匹敵するというぐらい進歩が激しい部分でもございますので、今答弁の中で調査研究を十分やっていくと。ご答弁だけではなくて、常にそういった動向を、推移を見ながら、こういったことに関しては素早く対応していただきたいと考えております。こちらは要望に終わらせていただきます。

あと、２番目の下水汚泥の処理について。実際のこの下水汚泥の処理については、私も先進地のＤファイルとか、そういったものを使って、これは画期的かなと思いながら、実際は今ご答弁あったようになかなか当組合では、その焼却場をやめてまでやるのは難しいというところは理解できます。しかし、国土交通省の下水道部長の曽小川さんという方のレポートになるのですけれども、循環型社会の構築という部分で、「循環型社会の構築。循環型社会を進めるために下水道資源の有効な活用が求められる。下水処理水は全処理水量の約１％、1.3億トンが工業用水やトイレ用水などに利用されているが、今後都市内の貴重な水源としての積極的な利用が求められる。また、下水汚泥の処分地は逼迫の度を強めており、ゼロ・エミッション型社会を目指して、緑、農地の利用や建築資材としての利用を図っていくべきである。このほか地球温暖化の防止の観点から、地域冷暖房や消雪用（雪を消す用水）としての下水処理水、熱の活用が求められる」と書いてありますように、今後はこういったゼロ・エミッションを目指す中で、そういう最終処分の見直し、処分場という見直しが不可欠であると。その処理水の活用は不可欠であるという部分は、否めません。

今ご答弁にありました特に汚泥の部分に関しては、それは44年の耐用年数があって、それをもしやめてほかのこういう先進的なことをすれば、そういう補助金の返還等を求められるというような問題もございます。そういったことは、今最初の質問でも触れさせていただきましたけれども、そういう事業を例えば提案する側の我々議員とか市民にとって、実施計画を練られるそういった行政側ほど、そういう実態を掌握し切れないと、そういったところの情報公開というか、説明責任ということに関して、どういうふうにお考えであるのか、その点を伺って、今まで私もホームページ等を開設して、そういったことも市民に知らせていくような手段を、広報とも持ち得ていない当市でもございますので、訴えてまいりましたけれども、そういった告知等の問題も含めてどのようにお考えかお伺いいたしまして、２回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（高沢良夫君）　吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君）　ご質問、あるいはご提言のありました内容につきましては、今後情報公開等の中でいろいろ種々検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高沢良夫君）　次に、８番、松村和子議員。

○８番（松村和子君）　８番、松村和子。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

昨日、20日でございますが、2002年度、国の財務省原案が内示されました。それによりますと、一般会計予算は81兆2,300億程度としています。既に報道されておりますとおり、医療費の大幅値上げ、教育授業料の引き上げなど、国民にとって痛みを強いられる内容となっております。加えて、今まで国と地方を合わせて666兆円の借金と言われておりましたが、693兆円と大幅にこの借金が増加しているということに私も驚いております。国の単独の借金も110兆円を超え、小泉内閣は国債発行、30兆円に抑えるのだと言っていますけれども、各新聞の報道を見ますと隠れ借金がふえているというふうに言われております。こうした緊縮財政は国民の皆さんの収入不足ということ、昨年よりも今年へと経済活動の活力が低下しているということを表しているというふうに思います。ですから、来年もより一層厳しいものが国民にとって強いられるのではないでしょうか。

このような中で政府は、今日の新聞ではなっていませんでしたけれども、交付税の削減を打ち出しておりました。最近では交付税は削減しないような中身にはなっております。また、補助金のカットということで、各公共事業に対してもカットを打ち出しているというふうに思います。こうした中で、公共下水道関係への配分も大変厳しくなってくるというふうに予想されます。

このような中で、次の質問を行います。１番、公共下水道計画の変更についてまずお尋ねします。

（１）、公共下水道（面整備）年次計画も平成８年から14年までの７年間の延長を行いました。その期限も来年度で終了します。現在の認可区域の工事の見通しと、（２）について、平成15年からの公共下水道計画の期間、また面整備の認可区域の拡大について、どのように当局は考えておられるのかということでお尋ねしたいと思います。

二つ目には、都市下水路の今後の計画についてお伺いします。今現在どこでもそうですけれども、市街化調整地域への住宅建設も結構進んでおりまして、市街化調整地域内の宅地のこうした中で増加が激しいし、その中で田畑の減少に伴う都市下水路への急激な流入があるわけです。排水が大変不能になりまして、特に夏の期間には、毎年毎年こういった田畑の冠水、あるいは住宅地への浸水というのが大変深刻になってきています。

そこでお尋ねしたいのですけれども、（１）として、浅羽の大排水路の工事見通しと下新田、中新田地区の排水について、まずお尋ねしたいと思います。

二つ目には、これは坂戸市から選出されております中島議員からも質問がございましたが、森戸地区、あるいは町屋、上新田地区の排水路の改修についてもお尋ねしておきたいと思います。

三つ目には、情報公開条例の制定について、大きな質問ですけれども、その（１）といたしまして、平成14年度には情報公開を行うということで答弁を今までされてきました。このような中で、情報公開の準備状況、あるいは条例の準備状況などはどのように進行しているのでしょうか、ということについてお尋ねしたいと思います。

四つ目には、管理者、給与と言いましたけれども、広域行政でこちらは報酬というのを使っておりますが、管理者報酬、あるいは議員報酬についてお尋ねします。

（１）として、市民オンブズマンからも指摘を受けております管理者給与や議員報酬、そのほかの条例

の廃止についてお尋ねしておきたいと思います。

二つ目には、議員研修や視察の見直しについてお尋ねしておきたいと思います。

五つ目の大きな質問では、毎回質問しておりますが、石井水処理センターに関する官製談合につきまして、（１）として、日本下水道事業団と明電舎のその後の状況と損害賠償を求める件についてお伺いいたします。

以上が第１回目の私の質問です。よろしくご答弁のほどお願いします。

○議長（高沢良夫君）　吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君）　松村議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

初めに、認可区域の工事の見通しでございますが、平成12年度末の整備状況につきましては、事業認可面積1,372.6ヘクタール、坂戸市が916.9ヘクタールで、鶴ヶ島市が455.7ヘクタールに対しまして、整備済みの面積が1,070.3ヘクタールでございます。坂戸市が724.8ヘクタール、鶴ヶ島市が345.5ヘクタールであります。整備率にいたしますと78％で、坂戸市が79.1％、鶴ヶ島市が75.9％であります。また、区画整理事業区域を除く整備率は、94.8％となります。

なお、現在の事業認可区域につきましては、ご承知のとおり、平成14年度までの計画期間となっておりますが、区画整理区域内を除きましては、管渠の布設事業等もほぼ予定どおり完了する見込みとなっております。

次に、公共下水道計画の期間、認可の拡大の関係でございますが、この関係につきましては構成市から拡大区域の要望を受けまして、種々協議を重ね、検討いたしましたところ、坂戸市については関間二丁目、三丁目の区域、関間一丁目、四丁目の各一部約27ヘクタール、鶴ヶ島市については鶴ヶ丘の一部、上広谷の一部、太田ヶ谷の一部約84ヘクタールを今回の拡大区域に予定しております。

なお、事業認可期間につきましては、７年間を取得する予定でございます。

次に、公共下水道浅羽第１幹線の工事の見通しでございますが、平成12年度末の施工済み延長は1,380メートルを終了しております。なお、本年度も引き続き上流に向け工事を発注済みでありまして、現在施工中であります。今後も構成市と協議をしながら、引き続き上流に向けて進めてまいりたいと考えておりますが、まだ相当の事業量がありますので、事業認可の執行期間を延伸して対応したいと考えております。

次に、下新田、中新田地区の排水についてでございますが、一本松及び新田区画整理地区の雨水排水計画につきましては、当該区画整理事業による調整池より流量を調整し、現在既設水路へ放流しているところでございますが、この計画は浅羽第１幹線を一本松及び新田区画整理区域まで延伸する計画となっておりますので、引き続き構成市と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

次に、森戸地区、町屋、上新田地区の排水路の関係についてでございますが、ご質問の当該地区につきましては現在雨水対策の計画はございません。現時点では、特に構成市と打ち合わせ等の協議は行っておりませんが、今後機会を見ながら、これらの問題につきまして構成市と協議をしながら行きたいというふうに考えております。

次に、情報公開の準備状況についてでございますが、情報公開制度につきましては一部事務組合の打合会を定期的に実施し、お互いの歩調を合わせるべく、条例制定に向け準備している状況であります。当組合の準備状況といたしましては、今年度におきまして構成両市の担当職員を講師として招き、一部事務組

合合同での職員研修会を実施いたしました。また、情報公開制度に対応するための文書管理として、ファイリングシステム導入業務委託を実施し、文書検索の迅速化並びに情報の共有化を図りました。

今後におきましては、条例、規則等素案の検討、審議会設置の検討、職員の実務研修の実施、職員体制の充実等を図り、14年度条例制定に向け進めてまいりたいと考えております。

次に、管理者等及び議員報酬の関係でございますが、管理者等につきましては管理者、副管理者、収入役の報酬に関する条例、議員さんの報酬等につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に定められておるものでございます。したがいまして、この条例に基づきまして支給しているものでございます。

次に、議員研修視察でございますが、下水道事業を実施している先進都市の状況を視察することによりまして、当組合の今後の事業運営の参考とするため行っているところでございます。今まで１泊２日、あるいは２泊３日と交互に設定し、研修視察を実施してまいりましたが、平成11年度からは２泊をなくして１泊の研修となったのが現状であります。

視察の見直しということでございますが、議員研修につきましては議員さんのご意見をお聞きしまして、事務局といたしまして対応してまいりたいと考えております。

次に、日本下水道事業団と明電舎に対するその後の状況でございますが、10月15日に27回目の公判がさいたま地裁で行われました。当組合といたしましても、今までどおり公判の内容について職員に傍聴させておりますが、新たな進展はありませんでした。次回28回目の開催は、来年の２月27日、午後１時15分にさいたま地裁で行われることになっております。当組合としましても、今までどおり公判の内容について職員に傍聴させる考えであります。

次に、組合として損害賠償を求めることについてでございますが、去る平成８年１月11日に、鶴ヶ島市の住民より住民監査請求があり、当時の監査委員さんにより、平成８年３月11日に棄却の判断がなされております。

また、現在損害賠償について、地方自治法第242条の２によりまして、住民が当組合にかわって代位請求訴訟をしておりますので、今後これらの裁判の動向を見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君）　８番、松村和子議員。

○８番（松村和子君）　８番、松村和子。再質問を行います。

まず、公共下水道の計画につきまして、現在の終了期限を控えて、区画整理地内を抜いて94.8％と、全体としては78％ということで、来年度が最終年度でございます。ほぼ順調に計画は進んでいるというふうなお話でございましたので、来年度は財政状況も厳しい中ですけれども、これは100％完了するというふうに来年度予算を組んでやっていけるというふうには思うのですが、どういうふうに見通しは考えておられるのかということを一つ伺いたいと思います。

また、これからの延伸については、７年間の予定ということで、今お伺いしましたところですと、厳しい状況なので、調整地域を市街化に入れた区域とか、あるいは新たな市街地は一切入れないで、非常に狭い、現在の狭いところの地域を暫定的にやる程度というふうに見受けられるわけですけれども、ほかの開発地域につきましては、そうしますと私も余り賛成ではないのでいいのですけれども、要望としては相当

な面積の要望が両市長から出ていると思うのです。要望面積に対してどの程度になるのかということもご答弁いただきたいと思います。

二つ目の都市下水路の今後の問題なのですけれども、浅羽大排水路、長い間私たちも延伸をお願いしまして、地元の人からの、持ち主からの移管を受けてきているわけですけれども、今まだ大変な大水というのが十五、六年前にありまして、そのときはもう非常に大変でしたけれども、その後もこの地域というのは水がついてしまって、やっぱり日高の方も幹線道路が延びてきまして、幹線道路が延びると水の急激な排水というのは、鶴ヶ島を通って坂戸に流れるということになり、自然の節理で流れるわけです。そういう地域、都市計画道路の延伸に伴う問題で、当市でも調整地域などをつくって対応するというふうには言っておりますけれども、排水が非常にだぶついて、坂戸境ではいつも問題になってしまうわけなのです。下新田、中新田は特に区画整理地内ということで、一定のもう既に遊水地をつくって、浅羽からの排水を直結するということですけれども、これは引き続き進めるということで、進めるのは大体わかるのですが、どのような計画を立てているのかなと。年次計画を立てて、直結していけるような予想ですね、大体何年度ごろまでにいくのかなということが一つ。

もう一つは、特に森戸地区と言いましたけれども、あそこは高麗川の方面に下っていくところなのですけれども、あそこの排水路というのは余りきれいではないのですけれども、町屋、上新田地域、あるいは森戸地域を通っていくわけなのですが、まだそこのところは当然調整地域なので、下水道組合での管理になるのかどうかというのも、はっきり私もよく認識はしていないのですけれども、とにかくあそこの雨水排水というのは非常に大変な問題だと思うのです。

今までは、構成市では話をしていないということでしたけれども、いずれにしても排水路というのはこの下水道の管理下に置かれるならば、そこの部門でも何らかの暫定的な対策、あるいは協議を両市でしていかないと、大変だなというふうに認識しているわけなのです。写真も見せていただきましたけれども、物すごく水がだぶついてどうしようもないということがありますので、日高川越線ですか、あそこを通るだけでははけないというふうに思っているのです。この点について協議はされるということでしたから、今年度中に対応できるのかどうか。ぜひ早目に協議だけでもしていただいて、対応策を立ててほしいというふうに思いますので、ご答弁をお願いしたいというふうに思います。

三つ目の情報公開条例の制定でございます。各関係の構成組合と、指導的に下水道組合が話し合っていただいているとは思うのですが、今後まだまだ職員の方のいわゆるそうした研修会やあるいは条例や規則を取り寄せたりして準備をしていくということで、オンブズマンの方からも公開が遅いということが言われているのですが、さかのぼって公開をしていけるかどうかということについてが一つ。

それから、もう一つは、今森内閣が進めてきたＩＴの電子自治体化が来年のもう既に14年８月から各戸にＩＴカードを配りまして、そうした電子自治体化が進められるわけですが、当組合としては、こうした情報公開に伴うそうした電子化をどういうふうにとらえているのかということについてお尋ねしておきたいと思います。

四つ目が、管理者報酬、議員報酬につきましては、今後のこととしてぜひ管理者を中心として、引き下げを初め廃止の検討をお願いしたいというふうに思いますので、ご答弁をよろしくお願いします。

また、議員研修については、お酒の問題も絡みまして、全国的に問題になっておりまして、広域行政の

視察について、各広域行政でも今取りやめの方向にあります。必要なときに行うというようなふうになっておりますが、毎年予算を組んでやる必要もないのではないかというふうに思われますので、そういった方向での検討をお願いしたいと思います。

五つ目の問題につきましては、毎回やっておりますので、この問題は本来ならば、事件が起きたときには、管理者が各下水道組合と全国的に話し合って、こうした問題の損害賠償を求めていくのだというような答弁があってから久しいわけなのですが、当組合では訴訟が起きたので、住民に任せるということでございますので、その推移を見守るということでしたが、何らかの対策はとるべきではないかというふうに思われますので、もう一度答弁をお願いします。

以上です。

○議長（高沢良夫君）　ここで休憩をいたします。

休憩　午前１１時１０分

再開　午前１１時１１分

○議長（高沢良夫君）　再開いたします。

吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君）　お答え申し上げます。

最初の面整備等、来年度の見通しの関係でございますが、この関係につきましては構成市のいわゆる負担金、財源等、あるいは国の国庫補助等の関係もございますが、できる限り従来の計画に沿ってできますよう努力していきたいというふうに考えております。

順序はちょっと前後しますが、浅羽第１幹線の完成目標の関係でございますが、この関係につきましては前の議会でもご答弁申し上げましたが、おおよそ平成20年度程度を予定しております。

続きまして、森戸地区、町屋、上新田等の排水路の早目の対応ということですが、これにつきましては構成市から種々そのような要望がございますれば、当組合としても協議をしていきたいというふうに考えております。

次に、情報公開の関係で、さかのぼっての公開の関係でございますけれども、この関係につきましては構成市の情報公開条例の中にも任意的公開ということで、情報公開と同様の取り扱いを行うという規定がありますので、当組合の条例案策定に当たりましては、構成市の状況を勘案いたしまして検討していきたいというふうに考えております。

次に、議員さんの研修の関係でございますけれども、この関係につきましては議員さん方々の関係でございまして、ぜひ議員さん同士でいろいろなご結論を出していただきたいと思います。それに伴いまして、事務局がお手伝いをしていくというふうに考えておるところでございます。

次に、順序が逆になって申しわけなかったのですが、認可拡大の面積の関係でございますが、坂戸市につきましては約114ヘクタールでございます。それから、鶴ヶ島市につきましては約200ヘクタールでございます。

以上でございます。

○**議長（高沢良夫君）**　８番、松村和子議員。

○**８番（松村和子君）**　８番、松村和子です。再々質問を１点だけしたいと思います。

今後の延伸の問題というのは、認可を受けなければ予想はつかない問題もございますけれども、特に鶴ヶ丘分区の方で、できれば早目にやってほしいというような要求が出ているわけなのです。それで、さっきは鶴ヶ丘、上広谷、太田ヶ谷を合わせて86ヘクタールというようなご答弁をいただいたのですけれども、駅の鶴ヶ島駅の西側の方につきましては、どういうふうな予定を組まれているのかということでお尋ねしておきたいと思います。

以上です。

○**議長（高沢良夫君）**　吉田事務局長、答弁。

○**事務局長（吉田勝己君）**　先ほどもお答え申し上げましたが、鶴ヶ島市の86ヘクタールの中に駅の西口、上広谷の一部、鶴ヶ丘等が区域に入っております。

以上でございます。

○**議長（高沢良夫君）**　以上をもって一般質問を終結いたします。

◇

◎議長のあいさつ

○**議長（高沢良夫君）**　以上をもって、今期定例会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。本日は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会に早朝よりご出席をいただきまして、重要な案件につきまして慎重なるご審議をいただき、ご議決をいただきまして、まことにありがとうございました。

下水道組合の事業につきましては、大変市民生活と密着した重要な事業でございます。今後とも議員各位におかれましては、大所高所より議会運営に各段のご協力をお願いいたします。

年末年始ご多忙の折とは存じますが、健康には十分お気をつけの上、ご活躍されるようご祈念を申し上げまして、甚だ簡単ではありますがごあいさつといたします。ありがとうございました。

◇

◎管理者のあいさつ

○**議長（高沢良夫君）**　管理者よりごあいさつをお願いします。

伊利管理者。

○**管理者（伊利　仁君）**　議長のお許しをいただきましたので、御礼のごあいさつを申し上げさせていただきます。

本日は第５回の下水道組合議会に当たりまして、長時間にわたりまして慎重ご審議を賜り、ご提案を申し上げました議案につきまして、それぞれ原案どおりのご議決という、大変ありがたい結論を賜りました。

心から感謝を申し上げる次第でございます。

なお、一般質問等を通し、あるいはまたその他の関係におきましても、議員各位から貴重なるご示唆、ご提言を賜ったわけでございます。私どもは、議会の意を十分に体しまして、今後とも事務事業の執行に当たりましては慎重の上にも万全を期してやってまいる所存でございますので、どうぞ変わらざるご指導を賜りますようにお願いを申し上げる次第でございます。

なお、来年度の予算編成の時期にも入ったわけでありますが、財政厳しい状況下でありますけれども、下水道の普及はこれは至上課題でもございますので、できる限りの努力をしながら、これらにおきましても取り組んでまいりたい、このように考えております。あわせてよろしくお願い申し上げる次第でございます。

いよいよあと数日で新しい年を迎えます。議員各位におかれましては、ご健勝にてよい年をお迎えになりまして、今後ますますのご活躍を心からご祈念申し上げ、御礼のごあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告　（午前１１時２０分）

○議長（高沢良夫君）　これをもって平成13年12月第５回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。ありがとうございました。

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成１３年　　月　　日

議　　長　　高　　沢　　良　　夫

署　名　議　員　　西　　村　　武　　次

署　名　議　員　　中　　島　　常　　吉